

2012年8月7日

多重債務者の任意整理に関する全国統一基準の遵守を求める会長声明

静岡県弁護士会

会長　渥美利之

第1 声明の趣旨

貸金業者各社は、弁護士が受任する多重債務者の任意整理において、日本弁護士連合会及び各单位弁護士会が定めた任意整理に関する統一基準を遵守するように強く求める。

第2 声明の理由

1 多重債務問題が大きな社会問題となったことから、2000年6月3日、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会等は、「多重債務者に対する任意整理を処理するための全国統一基準」（以下、「全国統一基準」という。）を策定し、多重債務者の任意整理を受任した弁護士は、①取引開始時点からのすべての取引経過の開示を求めること、②利息制限法所定の制限利率によって元本充当計算を行い、最終取引日における残元本を確定すること、③弁済の提示にあたってはそれまでの遅延損害金や将来利息は付けないこと、の基準に沿った任意整理を行ってきた。

各单位弁護士会においても全国統一基準と同様の基準が定められている。

2 上記のような経緯で定められた全国統一基準は、弁護士会内部の基準となるにとどまらず、裁判所の特定調停手続における和解及び17条決定においても基準となっているほか、1987年3月に設立された内閣総理大臣（金融庁）及び経済産業大臣所管の公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会においても、同一の基準が採用され、同一内容での和解が行われている。

このように、全国統一基準は弁護士会内部の基準に止まらず、社会全体における多重債務問題解決のための重要な基準となっており、任意整理における法規範に準ずる地位を有しているといえる。実際に殆どの貸金業者が、全国統一基準に従った任意整理に応じていた。

3 ところが、近時になって、貸金業者の倒産が相次いだことをも背景に、一部貸金業者が全国統一基準に基づく和解提案を一切受け入れず、支払日までの遅延損害金を付した一括返済を求め、これを受け入れない場合には多重債務者を提訴するという強硬手段に出るといった案件が散見されるよ

うになった。このような貸金業者の殆どは、過払金の返還を命じる判決が確定しても任意に支払わず、あるいは強制執行を潜脱する手法を繰り返すなど、自社の権利・利益のみを主張し、多重債務問題が大きな社会問題化した原因が貸金業界による高金利、過剰融資、過酷な取り立てにあったことに何らの反省の態度も示しておらず、およそ法治国家の一員としての自覚が欠如しているというほかない。

4 2006年に貸金業法が改正された際、内閣に多重債務者対策本部が設置されるとともに、多重債務問題改善プログラムが策定され、国や地方公共団体が中心となって多重債務問題解決の方策がとられてきた。日本弁護士連合会や各単位弁護士会は多重債務対策本部を設置し、国や各地方公共団体と連携し、多重債務問題の解決に力を傾けてきた。この多重債務問題の解決にあたって重要な役割を果たしてきたのが、全国統一基準にはかならない。

全国統一基準は今日においても多重債務問題解決のための重要な役割を果たしており、貸金業者の倒産が相次いだとしても多重債務問題解決の重要性が失われることはない。

しかしながら、一部の貸金業者が全国統一基準を無視することによって、他の貸金業者もこれに追随する可能性もあり、そうなれば、多年にわたって弁護士及び社会が培ってきた多重債務問題の重要な解決方法が失われることを意味し、多重債務問題は解決の糸口を失うことになる。

多重債務問題の解決は、我が国に課せられた大きな社会問題の一つであり、これを解決するためには任意整理における全国統一基準は必要不可欠といえる。

5 したがって、当会は、任意整理において一部貸金業者による全国統一基準を無視した対応に断固抗議するとともに、各貸金業者に対しては、全国統一基準を遵守した任意整理に応じることを強く求める次第である。